

国民健康保険税の納付が始まります!!



国民健康保険税は、皆さんがお医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてられる大切な財源で、国保事業運営の柱となるものです。7月中旬頃に送られてくる納付書で納期限までに必ず納めましょう。

◆賦課限度額が3万円上がりました◆

医療保険分の賦課限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が24万円から26万円に上がりました。

◆軽減判定所得基準が拡充されました◆

世帯の所得が下記の基準以下の場合、均等割額及び平等割額が2割・5割・7割軽減されます。

低所得者軽減割合	改正前	改正後
2割	世帯の所得が43万円+ (54万5千円×国保加入者数)以下	世帯の所得が43万円+ (56万円×国保加入者数)以下
5割	世帯の所得が43万円+ (29万5千円×国保加入者数)以下	世帯の所得が43万円+ (30万5千円×国保加入者数)以下
7割	世帯の所得が43万円以下	

※一律で減額されるため、申請をしていただく必要はありません。

国民健康保険税 減免制度について

下記の要件に該当される方は減免される場合がありますのでご確認ください。
なお、減免申請には、災害の状況、最近の収入状況、失業等を証明できる書類が必要となります。

- ① 災害のため、住宅・家財が著しく被害を被ったり、農作物の減収があった場合
(損害額が10分の3以上で、かつ前年中の世帯合計所得が1,000万円以下)
- ② 失業、疾病、負傷等により著しく所得が減少し、納付が困難となった場合
(前年中所得と比較し今年中所得が10分の3以上減少しており、かつ前年中の世帯合計所得が600万円以下)
※ただし、前年中所得が450万円を超える場合は10分の4以上減少する場合に限る。
※減免申請については、納期限前7日までに申請をお願いします。(納期限が過ぎた場合、その納期分については、原則減免されません。)また、減免の対象は、現年度課税分(遡及課税分を除く)です。

非自発的失業による軽減制度もあります

解雇等により失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、条件を満たす場合、離職した日の翌日から翌年度末までの期間、前年の給与所得を30%として保険税を算定する制度です。軽減を受けるには届出が必要です。

- ① 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- ② 雇用保険の特定理由離職者(例:雇止めなどによる離職)
※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方
※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

【国保税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず健康保険課へご相談ください。】

《 お問い合わせ | 健康保険課 | TEL:098-998-2210 FAX:098-998-2396 》

◇保険税の納期◇

1期	2期	3期
7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)
4期	5期	6期
10月31日(金)	12月1日(月)	1月5日(月)
7期	8期	9期
2月2日(月)	3月2日(月)	3月31日(火)

7月から国民年金保険料
「免除」・「納付猶予」申請の受付が始まります

今年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。
経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、
「国民年金保険料免除・納付猶予申請」手続きを住民環境課で行う必要があります。

【令和7年度の免除申請は、令和7年7月分から令和8年6月分までの期間です】

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保することができます。

※学生納付特例申請の受付も行っています。

※申請時点から2年1か月まで遡って免除申請を行うことができます。

※令和4年5月よりマイナポータルから電子申請ができます。(手続きにはマイナポータルの「利用者登録」が必要です)

◎申請手続きに必要な書類等

- ◆年金手帳(または基礎年金番号通知書)や納付書またはマイナンバーカード
- ◆失業を理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- ◆学生納付特例の申請の場合は、学生証(または在学証明書)

“今”も“将来”も“老後”も国民年金は一生のリスクの備えです。
未納のままにしておく、**“まさか”**のときに障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れなくなってしまう場合があります。
納めることが難しい場合は免除・納付猶予制度を利用しましょう。



今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に家族や子どもが受け取る年金

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金

《 お問い合わせ | 住民環境課 年金係 | ☎098-998-2443 》



沖縄県障害者職業訓練生募集

コース名:

食肉加工実務科(実践訓練) 定員1名

対象可能な障害者区分:

知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病

訓練期間:令和7年9月1日～11月28日

訓練場所:沖縄県食肉センター(南城市)

コース名:

繁殖養豚実務科(実践訓練) 定員1名

対象可能な障害者区分:

知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病

訓練期間:令和7年9月1日～11月28日

訓練場所:那覇ミート東風平農場(字世名城)

募集期間 令和7年7月1日(火)～7月25日(金)

申込み先 住所地を管轄するハローワーク

※詳しくは右の2次元コードからご確認ください。

《 お問い合わせ | 沖縄県立浦添職業能力開発校 | ☎098-879-2560 》

